

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定の辞退	(同)	二
○認証食品の認証	(食産業振興課)	二
○保安林の指定に関する通知内容の揭示(三件)	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	三
○土地区画整理組合の理事についての届出	(都市計画課)	四
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
議 会		
○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表		五
公安委員会		
○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施		五

規 則

心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十六号

心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年宮城県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第十号(その二)中「市町村長意見欄」を

「市町村長意見欄(罹災証明書(居住する家屋について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の市町村長の証明書をいう。以下同じ。)を添付して申請する場合は記載省略可)

「市町村長意見欄には」を「市町村担当者は、市町村長意見欄の」

「世帯者全員の課税証明書又は非課税証明書

「生活保護受給証明書

「第7条第1項第1号に該当して申請する場合は、生活保護受給証明書

「第7条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当して申請する場合は、世帯者全員の課税

証明書又は非課税証明書

「第7条第1項第4号に該当して申請する場合は、罹災証明書の原本又は写し

「その世帯者が必要と認める書類

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百八十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一條第一号の規定により告示する。

平成二十三年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二〇〇三九七	こじか園 登米市中田町上沼字 大柳百十七番地一	児童デイサービス	社会福祉法人 恵泉会	平成二十三年 四月二日
〇四二二七〇〇四一一	みーちゃんち	児童デイサービス	特定非営利活	平成二十三年

〇四一五四〇〇八六〇	黒川郡大和町吉岡上道下三十五・一	ス	動法人幸創	五月一日
〇四一五五〇〇七九二	つばめつこハウス 仙台市太白区山田本町三番二十号 仙台市泉区七北田字日野百二十三・九	生活介護 短期入所	社会福祉法人 つどいの家 特定非営利活 動法人つば めつこ	平成二十三年 四月二十五日 平成二十三年 六月一日

〇宮城県告示第三百八十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の十四の規定により次のとおり指定知的障害児施設等の指定の辞退があったので、同法第二十四条の十八の規定により告示する。

平成二十三年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四五二二〇〇一八	事業所の名称及び所在地 登米市こじか園 登米市中田町上沼字大柳百十七番地二	辞退した指定知的障害児施設等の種類 知的障害児通園施設	設置者名 登米市	辞退年月日 平成二十三年 三月三十一日
--------------------	---	--------------------------------	-------------	---------------------------

〇宮城県告示第三百八十四号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十三年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証食品 百九	品 目 納豆	申請者の氏名 近藤農産 代表 近藤健悦	製造業者の名称 成澤商店	製造所等の所在地 遠田郡美里町一郷字佐野十三号一・二
------------	-----------	------------------------	-----------------	-------------------------------

二 認証年月日

平成二十三年五月十一日

〇宮城県告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
栗原市栗駒文字大明神一八四の一、二〇四、二〇七、文字深渡戸二二五
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
文字大明神一八四の一・文字深渡戸二二五（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。
（二）他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 一 保安林予定森林の所在場所
栗原市栗駒文字鷹ノ巣二九の八、花山字本沢佐中三の九、三の二一、三の一四から三の一七まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
栗駒文字鷹ノ巣二九の八・花山字本沢佐中三の九・三の一四から三の一七まで（以上六筆）について次の図に示す部分に限る。
（二）他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

石巻市渡波字クルミ浜八の三、九の三、一〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

角田市島田字池田三〇の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び角田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

変更しない

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

変更しない

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十三年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

角田市町尻土地区画整理組合

二 事務所の所在地

角田市角田字大坊四十一番地

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

加藤 勇 角田市角田字稔町十一番地八

佐藤 謙 吉 角田市横倉字明地二百四十二番地二

佐藤 一 保 角田市角田字中島下百四十五番地一

一 條 治 男 角田市角田字稔町一番地九

氏 家 克 巳 角田市梶賀字西二番九十二番地

大 沼 慶 四 郎 角田市梶賀字一里壇百四十二番地七

加 藤 精 一 角田市梶賀字西二番七十六番地

加 藤 良 市 角田市梶賀字西二番三百三十二番地

佐 藤 信 雄 角田市横倉字坊前七十七番地

瀨 戸 昭 一 郎 角田市角田字牛館七十番地一

高 橋 信 治 角田市角田字田町八十七番地

二 階 堂 元 角田市角田字栄町九十八番地

○宮城県告示第三百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

富谷町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

富谷町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成元年六月二十七日から平成二十三年三月三十一日まで」を、「平成元年六月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十三年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

大郷町羽生字金井川九十四番一、九十四番十及び九十四番十二並びに九十二番及び九十三番の各

一部、同字堤下十二番四

大郷町柏川字大檀原二十一番地の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

杉山 有子

議 会

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第42号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成23年5月20日

宮城県公安委員長 檜山 公夫

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

(ア) 第1回

平成23年6月21日（火）から同月30日（木）までの土・日曜日を除く8日間（6月21日から23日までの3日間は午前9時30分から午後4時50分まで、24日から28日までの3日間は午前9時30分から午後3時50分まで、29日は午前9時30分から午後2時50分まで、30日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了考査を実施する。）

(イ) 第2回

平成23年7月4日（月）から同月13日（水）までの土・日曜日を除く8日間（7月4日及び5日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、6日から12日までの5日間は午前9時30分から午後3時50分まで、13日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了考査を実施する。）

イ 追加取得講習

平成23年6月24日（金）から同月29日（水）までの土・日曜日を除く4日間（24日から28日までの3日間は午前9時30分から午後3時50分まで、同月29日は午前9時30分から午後2時50分までとし、午後3時から修了考査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

(1) 第1回新規取得講習及び追加取得講習

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第11条の規定により平成二十二年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成二十三年五月二十日

宮城県議会議員 樋口 隆

平成22年度

1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

条例第4条の規定による公文書の開示の請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処理状況					
	開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書存在	取下げ処理中
14	9	5	0	0	0	0

（注）「存否応答拒否」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不存在」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

2 異議申立ての状況

条例第6条の規定による決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

異議申立て件数	処理状況					
	決却		認定		取下げ	審理中
	却下	棄却	認容	一部認容		その他
0	0	0	0	0	0	0

（注）「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

異議申立て年月日	件名	名	処理状況
		な	し

<p>新規講習20人、追加講習5人、ただし申込み多数の場合、2つの講習を合わせて最大40人まで受け付ける。</p> <p>(2) 第2回新規取得講習 40人</p> <p>4 受講対象者</p> <p>(1) 新規取得講習 受講申込日において、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1) - ア～オのいずれかに該当するもの</p> <p>5 受講手続き</p> <p>(1) 申請受付期間 ア 第1回新規取得講習及び追加取得講習 平成23年5月31日（火）から同年6月13日（月）までの土・日曜日を除く10日間（毎日午前</p>	<p>9時から午後5時まで）</p> <p>イ 第2回新規取得講習 平成23年6月16日（木）から同月29日（水）までの土・日曜日を除く10日間（毎日午前9時から午後5時まで）</p> <p>受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申込書の提出先 気仙沼警察署及び南三陸警察署を除く宮城県内の各警察署生活安全課 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）</p> <p>ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通</p> <p>(7) 前記4 - (1) - アに該当する者 最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(4) 前記4 - (1) - イに該当する者 1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(5) 前記4 - (1) - ウに該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(2) 前記4 - (1) - エに該当する者 旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し</p> <p>(7) 前記4 - (1) - オに該当する者 旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>エ 代理人が提出する場合は本人からの委任状</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。</p>
--	--

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番1号
社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課
(電話番号022-221-7171 内線3184、3185)